

## PayPal 買い手保護制度と代金債務の帰趨

山 本 弘 明

### 1. はじめに

#### (1) 序

オンラインサイトでの売買契約では、実店舗とは異なり、買主は、契約締結と同時に商品を手にする事ができないばかりか、多くの場合において、代金支払債務が先履行とされている。そして、オンラインサイトでの取引が対面での取引ではないことから、代金の支払方法としては、代引きによる支払いを除けば、現金払い以外の方法が利用されることになる。支払方法としては、たとえば、口座振込、請求書払い、クレジット払い等を挙げることができる。その中でも、クレジット払いでは自らのクレジット番号等の情報を売主に提供する必要があり、この点に躊躇を感じる買主がいることは否定できないであろう。また、代引払いを除くと、代金が先払いであることから、代金を支払ったにもかかわらず、商品が届かない、または、商品は届いたものの、届いた商品がサイト上での説明と異なる場合において、買主はオンラインでのやり取りを通して、代金の返還を求めたり、代物の提供を求めることを余儀なくされる。これらのリスク、手間を嫌う買主は、オンラインサイトではなく実店舗での取引を選択することになる。オンライン取引の活性化のためには、オンライン取引の特徴に合わせた支払方法が求められ、その選択肢の1つとなっているものが PayPal 支払いサービスである。

## (2) PayPal の特徴

PayPal 支払いサービスの利用により、PayPal ユーザーは、「PayPal アカウントを保有する相手への支払いを行い、該当地域においては、支払いを受ける」ことができる (PayPal サービスの「ユーザー規約」(日本のパーソナルユーザー用) (以下、「パーソナルユーザー用規約」という。)) 1.1 条、および PayPal サービスの「ユーザー規約」(日本のビジネスおよびプレミアムユーザー用) (以下、「ビジネスユーザー用規約」という。)) 1.1 条<sup>1)</sup>。

具体的には、買主は、売主のオンラインサイトにおいて支払方法で PayPal を選択し、自己の PayPal アカウントにログインをしたうえで、決済手段としてクレジットカード、デビットカード、銀行口座のいずれかを選択することにより、代金の支払いを行うことができる。そして、売主は、PayPal 決済を通じて、即時に自己のアカウントに代金額が入金記録されることにより代金額を取得することができる<sup>2)</sup>。

買主にとっての PayPal 支払いのメリットとしては、クレジットカードを持っていなくてもオンライン決済が可能なこと、相手方に支払情報が提供されないこと他、万一のときのための「買い手保護制度」が用意されており、オンラインショッピングでトラブルがあった際に、条件を満たせば金額が保護されるしくみが用意されている点が挙げられる。

## (3) PayPal 買い手保護制度

PayPal 買い手保護は、以下の問題のいずれかが発生した場合に買主を保護する制度となっている (パーソナルユーザー用規約 7.1 条、ビジネスユーザー用規約 7.1 条)。すなわち、PayPal を利用して代金を支払った商品が届かなかった「商品未受領」(INR) の場合、または、PayPal で代金を支払い、商品を受け取ったが、「説明と著しく異なる」(SNAD) 場合に、買い手保護

---

1) 本稿では、2019 年 8 月 7 日に更新されたパーソナルユーザー用規約、および 2019 年 7 月 9 日に更新されたビジネスユーザー用規約が適用されることを前提に、以下の検討を行うこととする。

2) ただし、アカウントに入金記録されている残高を銀行口座へ引き出すには、最短で 3 日かかることされている。

制度が適用される。

売主のウェブサイトまたは商品リストで説明しているものと大幅に異なる商品は、「説明と著しく異なる」(SNAD) 場合に該当する。具体的に挙げられているのは、まったく異なる商品を受け取った場合、商品の状態が、説明と異なる場合、商品は本物であると広告にはあったが、受け取った商品が本物ではない場合等である。

そして、買い手保護の適用を受けるには、「商品未受領」(INR) または「説明と著しく異なる」(SNAD) 場合であって、以下の要件をすべて満たす必要がある(パーソナルユーザー用規約 7.2 条、ビジネスユーザー用規約 7.2 条)。

①アカウントから商品代金の全額を一括で支払っていること、②支払日から 180 日以内に異議を提出し、「異議の解決」に説明されているオンラインの異議解決手続きに従うこと、③ PayPal からの書類およびその他の情報の提出依頼に、速やかに対応すること、④良好な状態のアカウントを持っていること、⑤別の資金源から当該購入に関連する返金を受け取っていないことである。

そして、PayPal が買主のクレーム<sup>3)</sup> に対し、買主に有利な判定を下した場合は、商品の購入代金全額と当初の発送費用が買主に返金される(パーソナルユーザー用規約 7.4 条、ビジネスユーザー用規約 7.4 条)。

この点、ビジネスユーザー用規約の前文では、「PayPal アカウントで受け取った支払いは、チャージバック、支払い取り消し、クレームの対象になった場合や、その他の理由で無効になった場合などには、後日取り消されることがあります。すなわち、支払い者に購入商品またはサービスを提供した後に、アカウントになされた支払いが取り消される場合があります。」とあり、アカウントへの支払いの取消可能性が包括的に規定されている。具体的には、ビジネスユーザー用規約 3.3 条<sup>4)</sup> が、売主が支払いを受領したときで

---

3) クレームとは、パーソナルユーザー用規約 13 条、ビジネスユーザー用規約 14 条によると、「本規約の第 7 条に基づいてユーザーが PayPal に対して直接問題解決センターに行く、支払いへの異議申し立てのこと」とされている。

あっても、支払いが後に無効になったさいに、売主が賠償責任を負うことを定め、ビジネスユーザー用規約 11.1 条<sup>5)</sup>によると、PayPal に直接提出されたクレームで売主側に問題があったと判断された場合、賠償責任として、商品の購入額の全額と当初の配送料等の支払いが求められる。そして、ビジネスユーザー用規約 11.2 条<sup>6)</sup>によると、売主に、PayPal に対する支払い責任

4) ビジネスユーザー用規約 3.3 条

「支払いを受け取った場合、いかなる理由であれ、その支払いが後に無効となったときは、お客様は、お客様に支払われた支払いの全額および手数料に対する賠償責任を PayPal に対して負います。つまり、その他の賠償責任に加え、支払い者が支払った金額の他に、クレームまたはチャージバックについてお客様側に問題があったと判断された場合、または支払いの取り消しがあった場合、本規約の別紙 A (手数料) 一覧に記載されている該当する手数料につき責任を負うことを意味します。」

5) ビジネスユーザー用規約 11.1 お客様の賠償責任

「a. 一般事項。

お客様は、すべての支払い取り消し、チャージバック、クレーム、手数料、罰金、違約金、および/またはお客様の本規約の違反および/または PayPal サービスの使用により生じた PayPal、PayPal ユーザー、あるいは第三者が被るその他の賠償責任に対して責任を負っています。お客様は、かかる賠償責任の一部およびすべてに対して PayPal、ユーザー、または第三者に返済することに同意します。

b. PayPal 買い手保護制度に基づくクレームに対する賠償責任。

お客様が売り手であり、PayPal に直接提出されたクレームでお客様側に問題があったと判断された場合には、賠償責任として PayPal への払い戻しを求められます。お客様が日本以外の国における PayPal アカウント保有者から支払いを受け取った場合において、PayPal が該当する PayPal 買い手保護ポリシーに基づきかかる支払いが返還または取り消されるべきであると判断したときは、お客様は PayPal に対してかかる支払いの払い戻しを求められます (日本以外の国の PayPal アカウント保有者から支払いを受け取る前に、こちらの PayPal 買い手保護ポリシーをご確認ください)。お客様の賠償責任には、商品の購入額の全額と当初の配送料 (返品がない場合もある)、およびかかる取引でお客様に課せられた PayPal 手数料が含まれます。PayPal 売り手保護制度では、商品未受領に基づいて対象となるクレームおよび対象となる未承認取引に対する賠償責任を補償しています。上記の第 9 条 (PayPal 売り手保護制度) をご参照ください。

買い手がお客様から購入した商品に対して説明と著しく異なる (SNAD) クレームを提出した場合、通常、お客様は商品の返品を承諾し、買い手に購入価格の全額と当初の配送料を払い戻すよう求められます。PayPal 手数料の払い戻しはありません。さらに、お客様により販売された商品が偽造品であると、弊社が独自の裁量で合理的に判断したため、SNAD クレームでお客様側に問題があったとの判断がなされた場合は、お客様は買い手に全額を返金するよう求められますが、商品はお客様に返却されません (商品は処分されるか、その他の不可逆的処理がなされる等の可能性があります)。PayPal 売り手保護では、SNAD クレームに対するお客様の賠償責任は補償しません。」

6) ビジネスユーザー用規約 11.2 条

がある場合、PayPal は即座に売主のアカウントから、当該金額を差し引くとされている。

ただし、ビジネスユーザー用規約では、未承認取引や「商品未受領」(INR) の場合において、一定の要件を充たしたときには、PayPal 売り手保護制度も用意されている(ビジネスユーザー用規約 9.1 条以下)。PayPal 売り手保護制度の対象となった場合、対象となる支払額全額が PayPal によって売主に支払われ、売主の保護が図られている<sup>7)</sup>。

したがって、ここで問題とされる事案は、PayPal 買い手保護制度が適用されながら、PayPal 売り手保護制度の適用がない事案ということになる。「商品未受領」(INR) の場合には、ビジネスユーザー用規約 9.3 条に従うと、一定の配達要件(発送証明や配達証明)を充足したときには、PayPal 売り手保護の対象となる一方で、「説明と著しく異なる」(SNAD) の場合には、PayPal 売り手保護の対象から外れる。

売主は PayPal アカウントから代金額を差し引かれたことにより、当然に代金債権の満足を得られなくなるが、PayPal が代金額を売主の PayPal アカウントから差し引くことは、買主が負担していた代金債務にどのような影響を与えることになるのであろうか。

この点、パーソナルユーザー用規約 12.3 条、ビジネスユーザー用規約 13.3 条が、全く同じ文言で、「PayPal は銀行ではありません。また PayPal サービスは、決済処理サービスであり、銀行サービスではありません。PayPal は、お客様の資金に対する受託者、被信託者またはエスクローではな

---

「お客様に、PayPal に対する支払い責任がある場合、PayPal は即座にお客様のアカウントからかかる金額を差し引きます。その支払い責任を果たすのに十分な残高がない場合、あるだけの残高(ある場合)が差し引かれ、支払い額を上限としてアカウントの残高がマイナスとなり、お客様は、直ちに残高に資金を追加するか、他の方法で PayPal に返済する義務を負います。これを怠った場合、PayPal はかかる金額を回収するための回収手段を講じる場合があります。」

- 7) ビジネスユーザー用規約 9.1 条は、商品未受領等に基づくクレーム、チャージバック、または支払いの取消しに対して日本の売主を保護し、対象となるお支払い額の全額を売主に支払うことで保護し、チャージバック料が適用される場合には、これを免除する、PayPal 売り手保護制度を用意している。

く、代行者および管理者としてのみ機能します。PayPal は、PayPal サービスで支払われた製品またはサービスを管理するものではなく、またこれらへの責任を一切負いません。弊社は、ユーザーの身元の保証をするものではなく、また買い手または売り手が取引を完了することを保証するものでもありません。」との規定を置いていることから、これらの条項をどのように理解するかが問題となる。

一方で、買主は PayPal での支払いによって、代金債務の履行が済んでいるともいえ、そうであるならば代金債務は消滅しており、買い手保護制度の結果、代金額を PayPal により差引かれた売主は、改めて、買主に対して代金の請求をすることはできないことになる。他方で、代金額を差し引かれた売主は、代金債権の満足を得られておらず、買主の代金債務の存在が改めて問題になるようにも思える。

この点、PayPal 支払いに関する議論が、わが国では、それほど見受けられない一方で、ドイツでは、PayPal は 1900 万人の顧客を抱えており、オンライン支払い手続きにおいて、請求書払い、口座引落につぐ 3 番目に利用されている支払い手段でもあり<sup>8)</sup>、PayPal 支払いに関する議論の蓄積もみられる。そのような中、近時、PayPal 買い手保護に関わる BGH 判決が出ている。そこで、BGH 判決を紹介するとともに、それに対する学説の評価も可能な限り網羅的に紹介することによって、PayPal 支払いに関わる争点を明らかにしながら、この問題に対する判断枠組みを検討していくこととする。

## 2. ドイツ法の状況

### (1) 序

PayPal 買い手保護制度により、売主の PayPal アカウントへの入金記録が取り消されたことから、買主による代金債務の履行の効力が争われた事件を検討する前に、欧州における小口決済の効率化のために取り組みであ

---

8) Blissenbach, jurisPR-BKR 8/2018 Anm. 2.

る SEPA（単一ユーロ決済圏）<sup>9)</sup> に関わる BGH 判決を確認することとする。SEPA 口座引落に関わる BGH2010 年 7 月 20 日判決（BGHZ 186, 269）（以下、「SEPA 口座引落判決」という。）は、撤回可能性のある SEPA 口座引落による金銭債務の履行の有無が問題となった事案であり、以下で検討する PayPal 買い手保護制度に関する BGH 判決も、SEPA 口座引落判決を踏まえたものである。PayPal 買い手保護制度により、売主の PayPal アカウントへの入金記録が取り消される可能性が存在するのと同様に、SEPA 口座引落の撤回によって、債権者の口座への入金記帳が取り消される可能性が存在し、いずれも金銭債務の履行が現金以外の支払いによってなされており、履行後の債務者への払戻可能性から、履行の効力が争われたという点で、両判決は共通性を有している。

## （2）SEPA 口座引落判決

債務者の金銭債務の履行のために、SEPA 口座引落による口座引落がなされた。この口座引落において、BGB675x 条 1 項、および、4 項<sup>10)</sup> にしたがって、支払人である債務者は、引落から 8 週間の間、理由を述べることなく債務者の銀行に対して支払額の払戻しを要求しうる地位にあった。BGH は、債務者による撤回可能性が認められている SEPA 口座引落による金銭債務の履行につき、以下のように判断した。

「債権者は、債権者の口座への留保なしの入金記帳により、支払額に関して無制限の処分権限を取得することから、債務は、債権者の口座への留保なしの入金記帳でもって、解除条件付きで履行された。」

解除条件付きでの履行を認めた点については、次のように述べる。「債権者は、債務者の払戻請求の結果、債権者の口座への入金記帳が否定された場合

---

9) SEPA（単一ユーロ決済圏）口座引落については、夏村徳彦「欧州の小口決済に関する一考察 --SEPA(単一ユーロ決済圏)の影響」経済学研究論集 28 号（明治大学大学院、2008）137 頁以下。

10) 本条 1 項によると、支払者は、支払行為の承認の際に正確な金額が記載されず、支払額が支払者が予期していた額を超過する場合には、支払いサービス提供者に対して、借方記入された支払金額の払戻請求権が認められている。また、同条 4 項では、支払者の払戻請求権が行使可能な期間を、借方記入時から 8 週間と定めている。

に、債務者にふたたび本来の債権に基づいて支払いを請求しうる点に、保護に値すべき利益を有している。それゆえ、当事者の利益状況に最も適うのは、例外的に問題となっている取消しがなされる場合にのみ、履行が遡及的に消滅する (BGB159 条 [筆者注: 条件成就の効果の遡及]) との解釈である。」

その一方で、法が予定しているのは、法律行為に条件を付すことであり、条件付きの法律効果を予定していない点につき、「BGB362 条 1 項 [筆者注: 給付による消滅] による履行は、原則として、給付実現の法律効果として生じ、この点に関する合意は不要である (現実給付実現説) ことは正しい。しかしながら、本来の給付と異なるものが提供される場合には、法律行為上の履行合意が例外的に必要となる (BGB364 条 1 項 [筆者注: 履行に代わる承諾])。』そして、口座引落による債権の取立ての場合、債務者は口座への入金記帳でもって、債務の目的たる給付が実現されるのではなく、それに代わって、債権者に金融機関に対する支払い請求権を付与する法律行為上の合意が、解除条件付きでなされ、条件が成就した場合に、履行の効果が消滅するとした。

SEPA 口座引落判決は、債務者の払戻請求の可能性のある SEPA 口座引落による履行を、BGB362 条 1 項による債務の目的たる給付と捉えずに、BGB364 条 1 項による本来の給付に代わる履行と捉え、法律行為上の履行合意に解除条件が付されたものと理解するものである。

### (3) 携帯電話事件 (BGH2017 年 11 月 22 日判決, BGHZ 217,33)

#### i. 事案の概要

事業者 X は、2014 年 8 月初め、eBay で 617 ユーロ (送料込み) で携帯電話を販売していたところ、同年 8 月 3 日に、事業者 Y が携帯電話を購入した。

両当事者は、無保険での商品発送に同意し、PayPal を利用して代金を支払うこととされた。同年 8 月 4 日、代金が X の PayPal アカウントに振り込まれたことから、X は郵便局から小包で携帯電話を Y に発送した。しかしながら、小包は Y のもとに配達されず、Y は、同年 8 月 12 日、小包の追跡調査が「機能しなかった」ことを X に通知した。X も配送を委託した業者に



追跡調査を依頼したものの、失敗に終わった<sup>11)</sup>。そこで、Y は、PayPal 買い手保護ポリシー<sup>12)</sup> の基準に従い買い手保護の申請をした。

PayPal 買い手保護ポリシーによると、購入した商品が届かなかった、または、届いた商品が売主の説明と著しく異なる商品であった場合において、買い手保護申請が認められたときには、PayPal が、買主に送料を含めた支払額を返金することになっていた。そして、PayPal 買い手保護ポリシー 4.1 条によると、売主が送り状を PayPal に提出しなかった場合には、買い手保護の対象とされていた<sup>13)</sup>。

Y が、PayPal 買い手保護ポリシーに従って買い手保護を求めたところ、X が携帯電話の送り状の提出をしなかったことから、PayPal は Y に有利な決定を下し、購入価格と送料を Y の PayPal アカウントに払い戻し、同額を X の PayPal アカウントから差し引いた。

X は、Y に対して、購入代金の支払いを求めて訴えを提起した。

## ii. 第 1 審及び原審

エッセン地区裁判所 (10 S 246/15) は、BGB362 条 1 項により、代金債務は履行されたものとみなし、Y に払戻しがなされた購入代金の不当利得返還請求も拒絶した。

X が控訴し、エッセン地方裁判所 (134 C 53/15) は、X の請求を認容。すなわち、PayPal 支払いを通じて、両当事者は、PayPal 買い手保護の申請が認められることによって、PayPal 買い手保護が送金を越えて、Y の支払義務にも影響を与えることについては、何ら合意していなかったと述べる。そして、PayPal 買い手保護ポリシー 6.5 条 1 文は、買主と売主間の法律上の権利およ

---

11) この場合、ドイツ民法によると、両当事者が事業者であるときには、BGB447 条 1 項にしたがい、「売主が買主の要求により履行場所以外の場所に売却物を送付した場合、売主が運送業者、運送業者、またはその他の方法で責任を負う者に引き渡した時点で、危険は買主に移転する」ため、対価危険は買主に割り当てられている。

12) 日本国内で適用される規約と異なり、ドイツ国内で適用される規約では、PayPal 買い手保護ポリシーは、独立したものとなっている。以下、PayPal 買い手保護ポリシーとの用語は、ドイツ国内で適用される規約のこととする。

13) 買い手保護ポリシー 4.1 は、日本国内で適用されるパーソナルユーザ用規約と同趣旨である。

び契約上の権利については何ら触れておらず、PayPal 買い手保護ポリシーは、買い手保護申請が認められた場合における売主の代金債権については、何も述べていないと判断した。

そのうえで、Y が、PayPal による支払いによって履行をしたものの、PayPal 買い手保護による支払いの取消しの可能性があることから、確定的に履行の効力が生じていることを否定し、取消しの可能性を解除条件とした履行を肯定し、条件成就を理由に履行の遡及的消滅を認容した<sup>14)</sup>。

#### (4) 金属製帯鋸事件判決 (BGH2017 年 11 月 22 日判決, NJW 2018,244)

##### i. 事案の概要

X は、建築用物品のオンライン販売を行っている事業者である。2011 年 7 月 9 日、事業者 Y は X のウェブサイト上で金属製帯鋸を注文した。Y は、PayPal を利用して購入代金を支払った。同月 11 日、代金は X の PayPal アカウントに振り込まれた。しかし、Y に引き渡された金属製帯鋸は X のウェブサイト上の写真と一致していなかった。そこで、Y は、PayPal 買い手保護ポリシーに従って買い手保護を申請した。翌日、PayPal は、買い手保護申請が通ったことを Y に通知し、Y の PayPal アカウントに代金を払い戻し、X の PayPal アカウントへの同額の支払いを取り消した。後の鑑定で、帯鋸が「非常に低品質」で「明らかに極東からの安価な輸入品」であることが確認されたものの、X は追完費用の支払いを拒否し、Y に対して代金の支払いを求めて訴えを提起した。

##### ii. 第 1 審及び原審

メルツィヒ地区裁判所 (24 C 1358/11) は、携帯電話事件のエッセン地区裁判所同様に、代金請求権は履行により消滅したとして、訴えを棄却。

ザールブリュッケン地方裁判所 (5 S 6/16) は、SEPA 口座引落判決は、債務者が理由を示さずに口座引落から 8 週間の間、銀行に対して支払額の払戻

---

14) Y による履行が否定された結果、本件売買契約が送付売買であることを前提に、原審は、BGB 447 条 1 項に従い、対価危険は、郵便局での携帯電話の引渡しによって、Y に移転し、Y が商品を受け取っていないとしても、Y の代金支払義務を肯定した。

請求が可能である、という SEPA 口座引落手続の特殊性に基づくものであるとして、PayPal 支払いへの適用を否定し、控訴を棄却。

(5) 両判決の判旨<sup>15)</sup>

1. 売買代金が合意に従いオンライン決済サービス PayPal の利用によって支払われた場合において、買主が支払うべき金額が売主の PayPal 口座に留保なしに入金記録され、売主が支払額を確定的に自由に処分することができるときに、履行の効力が生じるものとする。
2. 本来の債務の復活を一定の要件の下で合意することができる当事者の意思によって、形式を問わない契約においては、契約締結とともに、将来、支払額の返還または引き落としがなされる事案に関して、消滅した債権が一場面によっては黙示で一再成立しうる。
- 3a. 代金債務の履行のために PayPal 決済サービスを利用するという、売買契約の締結とともに付随的合意としてなされた合意の内容は、BGB133 条、BGG157 条の解釈規定と並んで、原則として PayPal によって利用されている普通取引約款、とりわけ、売買契約当事者が決済サービスの利用前に承諾している PayPal 買い手保護ポリシーの規定に従い判断される。
- 3b. 売買代金が合意に従い PayPal 決済サービスを利用して支払われた場合において、売買契約等の当事者は、— 特段の事情がない限り — PayPal 買い手保護ポリシーによる買い手保護の買主による申請が成功した後に、売主の PayPal 口座への支払いが取り消され、買主の PayPal 口座に払い戻しがなされたときには、消滅した代金債権が再成立することを、同時に黙示的に合意したものとする。

(6) 検討

i. 問題の所在

両事案では、PayPal 買い手保護が認められた場合、売主は、売買代金の支

---

15) 携帯電話事件判決、金属製帯鋸事件判決とも、判旨部分は同様であるため、両判決の判旨としてまとめた。

払いを改めて買主に求めることができるかが争われた。すなわち、買主が一度 PayPal で支払いをした場合において、売主の売買代金債権が、すでに確定的に消滅しているかどうかが問題となった。本質的には、買主と売主の関係に、PayPal と買主、および、PayPal と売主の関係が、どのように影響を及ぼすのかが問われることになる。

## ii. 留保なしの入金記録による代金債務の履行

### ①従来の学説

PayPal 支払い手続きによる支払いが履行に該当するの否かについては、従来争いがあったものの、多くの見解は、履行のための給付とみなしていた。

たとえば、Pfeiffer によると、PayPal 等のオンライン支払いシステムでは、債権者は支払プロセスの承認に基づいて、PayPal によって、債権者の PayPal 口座への入金記録がなされることをとらえて、第三者である PayPal への請求権が成立するに過ぎないとして、履行のための給付が問題になるにすぎないとする<sup>16)</sup>。

他方で、Omlor によると、PayPal 口座への入金記録があった場合には、BGB362 条 1 項に従い、債務の目的たる給付が認められる。PayPal 口座への入金記録を、債務の目的たる給付とみなす理由として挙げられているのは、PayPal 口座への入金記録によって、債権者は、約束された金銭を取得しており、入金記録額を今後 PayPal 支払いにも利用しうることである<sup>17)</sup>。

さらには、履行に代わる給付を承認する見解もある<sup>18)</sup>。

また、履行の効力が発生する時点も争われており、多くの見解が、支払い受領者の PayPal 口座への留保なしの入金記録時を支持する一方で<sup>19)</sup>、一部

---

16) Pfeiffer, in : Prütting, Wegen/Weinreich, BGB, 13. Aufl. 2018, §364 Rdnr.19.

17) Omlor, in : Staudinger, BGB, Neubearb, 2016, Vorbemerkungen zu §§ 244-248 Rdnr.B100.

18) Fetzter, in : MünchKomm BGB, 7. Aufl. 2016, §362 Rdnr.18; Söbbing, WM 2016, S.1068.

19) Omlor, a.a.O.(Fn.17); Fetzter, a.a.O.(Fn.18), Rdnr.18; Looschelders, BeckOGK BGB, Stand : 1.11.2017, §362 Rdnr.177; Grüneberg, in : Palandt BGB, 77. Aufl. 2018, §362 Rdnr.12; Buck-Heeb, Erman BGB, 15. Aufl. 2017, §364 Rdnr.12; Dennhardt, in : BeckOGK BGB, Stand : 1.5.2018, §362 Rdnr.41a.

では、PayPal アカウントから銀行口座への送金まで要求するものもあった<sup>20)</sup>。

## ② BGH の判断

このような状況において、両判決は次のように述べる。

「本件において、PayPal による金銭債務の（合意された）返済に関して、直截に、BGB362 条 1 項の意味における債務の目的たる給付の実現が問題になるのかを判断する必要がないだけでなく、－債権者の給付利益の満足は、電子的な価値単位の送付によってではなく、債権者の仮想口座に対する留保なしの入金記録でのみ初めて生じるため－履行のための給付が問題になるかを判断する必要もない。一部で主張されているように、履行に代わる給付（BGB364 条 1 項）がなされているかも問題とはならない。これとは別に、支払われるべき金額が売主の PayPal アカウントに留保なしに入金記録され、売主が支払額を確定的に自由に処分可能な場合に、一口座引落および銀行振込による支払いと同様に一代金債務が履行される。」<sup>21)</sup>

PayPal 口座から債権者の銀行口座への振替によって初めて、履行の効果が生じるとの考え方に対しては、「この見解は、合意された PayPal による支払いの場合、受取人の銀行口座への振替は支払人の義務ではないことを認識していない。（PayPal 支払システム内で）支払目的にも使用可能な PayPal アカウントへの留保なしの入金記録は、すでに受領者が自由に利用可能であり、この点で基準となる売買契約当事者の意思に従うならば、受取人の給付利益の満足をもたらす。PayPal 口座から受取人の銀行口座への振替の場合にのみ履行の効果が発生するならば、受取人は自分の仮想口座に入金記録された金額に手を付けないことによって、履行効果の発生を恣意的に遅らせることができる。」として批判する<sup>22)</sup>。

20) Pfeiffer, a.a.O(Fn.16), §364 Rdnr.19.

21) 携帯電話事件判決第 18 節（金属製帯鋸事件判決第 17 節も同旨）。

22) 携帯電話事件判決第 20 節、金属製帯鋸事件判決第 19 節。Pfeiffer は、この点、履行の要件と受領遅滞の要件とを混同しており、債権者が給付実現のために協力しなければならぬという事情は、履行のためには、債務者にとって可能な給付行為のみが問題となる、という結論をもたらすわけではないと批判する。債権者の協力が給付結果

BGH は、履行の効力発生時点を、支配的な見解に従い<sup>23)</sup>、入金記録額が確定的に自由に処分される時点であるとの判断を示した。その一方で、PayPal 買い手保護ポリシー 3.8 条に従うならば、一定期間の間、売主は、PayPal による入金記録の取消しリスクにさらされることとなる。この点につき、BGH によると、「払戻可能性は、基準となる売買契約当事者の意思が、本来の給付が浮動的状态の経過後に初めて生じるということ認めるものではない。クレジットカードまたは口座引落による支払いの場合と同様に、このことは、通常、しかるべき支払いが存在し、例外的な場合にのみ払戻請求権が発生するという事実には適合しない」<sup>24)</sup>として、売主の PayPal アカウントへの入金記録により、確定的に履行がなされたものと判断した。

本判決の意義は、売主の PayPal アカウントへの代金額の留保なしの入金が、代金債権を消滅させることを認めた点にある。この点、従来の支配的な見解に一致しているが、売主の PayPal アカウントへの留保なしの入金記録が、履行にあたるのか、履行のためになされる給付に当たるか、または履行に代わる給付であるのか、という点については、明らかにしなかった。

### ③学説からの評価

履行の場面において、帳簿通貨、および、電子マネーを現金と同様に評価すべきとする見解からは、売主の PayPal アカウントに、確定的に留保なしに入金記録された時点で、金銭債務の履行を承諾している点は、金銭債務者および金銭債権者の当事者意思を反映したものといえると積極的に評価されている<sup>25)</sup>。

---

の実現に必要な場合、債権者は常に給付結果の発生を遅らせることができるが、このことは PayPal 口座への入金記録で、すでに履行の効力が生じていることに関する有用な論拠とはなりえないとする。債権者の信義則に反して履行の効力発生を遅らせた場合には、不履行を理由とした主張は否定されると (Pfeiffer, LMK 2018,403030)。

23) Omlor, a.a.O.(Fn.17), Vorbemerkungen zu §§244-248 Rdnr. B100.1; Looschelder, in : BeckOGK-BGB, Stand : 1.7.2017, §364 Rdn.19; Buck-Heeb, a.a.O.(Fn.19), §364Rdn.10; Pfeiffer, a.a.O.(Fn.16), §364 Rdn.19; Strüner, in : Jauernig, BGB, 17.Aufl. 2018, Anm. zu §§364,365 Rdn.9; Grüneberg, a.a.O(Fn.19), §362 Rdn.12.

24) 携帯電話事件判決第 21 節、金属製帯鋸事件判決第 20 節。

25) Omlor, WuB 2018, S.168.

他方で、PayPal アカウントへの確定的な入金記録が、債権者の給付利益を完全に満足させると理解する点については、金銭の本質的な特徴である、普遍的な支払手段としての特徴がないと批判される。すなわち、PayPal を使用すると、インターネット上では、例外もあるものの、決済手段として利用することができる一方で、インターネット外では、PayPal による支払いができない以上、売主の PayPal アカウントへの入金記録は、給付利益を完全に満たしていないとされる<sup>26)</sup>。この考え方に従うならば、売主が自らの PayPal アカウントから代金額を銀行口座に振り替えた場合に履行がなされたことになろうか。

また、入金記録の取消可能性がある以上、例外なく支払いの存続が保証されるわけではないといはいえ、適切な支払いが典型的に存在する限り、確定性を厳格に捉えず、充足されたものと扱い<sup>27)</sup>、履行について確率論的議論でとどめた<sup>28)</sup> BGH の立場に賛成する見解がある。

他方で、この点においても、取消しの可能性のある一時的な入金記録は、まさに確定的なものではない以上、BGH が一時的な入金記録を BGB362 条 1 項の意味での確定的で留保なしのものとみなし、履行とみなしたと理解することはできないとの指摘もみられる<sup>29)</sup>。

たしかに、BGB362 条 1 項による金銭債務の履行の要件は、BGH 自身が認めているように、債権者が確定的、かつ留保なしに支払額の処分権を取得すること<sup>30)</sup>と理解するならば、PayPal による売主のアカウントへの入金記録は、買い手保護手続きでの入金記録取消しの留保付きで存在するため、履行には該当しないともいえる<sup>31)</sup>。このように考えるならば、入金記録は、買い手保護制度の申請期間の経過でもって初めて確定するのであって、買い手保護手続きによる入金記録の取消しが例外であることは履行の該当性を肯定す

---

26) Pfeiffer, a.a.O(Fn.22).

27) Müller/Galner, BKR 2018, S.106.

28) Guggenberger, a.a.O(Fn.19), S.1057.

29) Horn, WM 2018, S.1343.

30) Omlor, a.a.O(Fn.17), Vorbemerkungen zu §§244-248 Rdnr. B99.

31) Horn, a.a.O(Fn.29), S.1344.

る理由にはならないことになる<sup>32)</sup>。

履行の効力が<sup>33)</sup>、本判決では一定期間（買い手保護申請期間）の経過でもって初めて生じるという考え方は、SEPA 口座引落に関して主張されていたものであるが<sup>33)</sup>、このように考えた場合、履行の効力は 180 日経過後に発生し（買い手保護ポリシー 3.7.1 条）、SEPA 口座引落の 8 週間（BGB675x 条 4 項）よりも、さらに長期間、浮動的な状況に当事者を置くことになる<sup>34)</sup>。なお、最終的な入金記録でもって履行の効力を認めながらも、買い手保護制度の申請期間である 180 日の間、浮動的状态にさらされる債務者の利益を考慮するために、BGB379 条による撤回可能な供託に関する規定の類推適用の可能性を指摘する見解もある<sup>35)</sup>。

一時的な入金記録の履行該当性を否定しながら、売買契約の両当事者の意思を手がかりに、BGH は、一時的な入金記録を BGB364 条 1 項による履行に代わる給付として承認しているとの解釈の可能性も指摘されているところである<sup>36)</sup>。このように考えれば、一時的な入金記録により、代金債務の消滅を導くことができる<sup>37)</sup>。

### iii. 履行の効力の遡及的消滅

#### ① BGH の判断

次に問題となるのは、買主によって支払われた代金が、買い手保護制度により、買主の PayPal アカウントに払い戻され、売主の PayPal アカウントへ

---

32) Fries, VuR 2018, S.126; Horn, a.a.O.(Fn.29), S.1344

33) Freitag, AcP 213,128; Hadding, in : MünchKomm HGB,3.Aufl.,ZahlungsV Rdnr. C109.

34) Horn, a.a.O.(Fn.29), S.1345. この間、支払債務の債務者である買主は、履行遅滞や同時履行の抗弁にさらされる恐れが指摘されている (Einsele, WM 2015, S.1132)。

35) Ulrich, JZ 2018, S.788f; Horn, a.a.O.(Fn.29), S.1345ff.SEAPA 口座振替との関係で、撤回可能な供託に関する規定の類推適用の可能性を指摘していたものとして、Jacoby, ZIP 2010, S.1734.

36) Horn, a.a.O.(Fn.29), S.1343.

37) なお、このような解釈については、債権者の立場から見れば、本来の請求権を確定的かつ留保なしの給付まで保持する点に利益あり、そうでなければ、場合によっては、設定された担保を失ってしまうとの指摘もある (Fries, a.a.O(Fn.32), S.126; Zintl/Singbartl, EWIR 2018, S.272; Habel, K&R 2018, S.106; Horn, a.a.O(Fn.29), S.1345)。



の入金記録が取り消された場合に、当初の入金記録による履行の効力はどのような影響を受けるのか、言い換えるならば売主の代金債権はどのような影響を受けるのかという点である。

携帯電話事件の第1審は、BGB362条1項により、代金債務は履行されたものとみなし、売主の代金債権も消滅していることから、買い手保護申請が認められたとしても、売主の代金債権への影響を否定し、不当利得の問題として理解する。金属製帯鋸事件の第1審、控訴審も、売主の代金債権の消滅を認め、売主の代金債権への影響を否定する。

他方で、携帯電話事件の控訴審は、SEPA口座引落判決に拠った。SEPA口座引落判決は、BGB675x条1項、4項による口座引落の撤回可能性を、BGB158条2項にしたがい、法律行為上の履行合意の解除条件と理解し、その法的効果として、履行は支払の払い戻しにより消滅したと理解する。携帯電話事件の控訴審は、この原則を、PayPalで支払われた購入代金の払い戻しにも適用し、PayPalによる払い戻しの結果として解除条件が成就したものと扱った<sup>38)</sup>。

BGHは、両判決において、SEPA口座引落判決、携帯電話事件の控訴審とは異なり、次のように述べる。

「売主のPayPalアカウントに代金を留保なしに入金記録したことによって生じた履行の効力は、買い手保護の申請が成功したことにより、PayPalが売主のPayPalアカウントへの入金記録を取消し、買主のPayPalアカウントに払い戻した場合に、遡及的に消滅しない。—PayPal買い手保護申請の成功という形での一払戻請求権の合意による留保は、履行の効力と初めから矛盾するであろう。なぜなら、履行の効力は暫定的に生じえないだけでなく、通常は、給付実現の客観的帰結として、その他の要件を必要とすることなく生じるからである (Theorie der realen Leistungsbewirkung [現実的給付実現説])」<sup>39)</sup>。

38) Looschelders, a.a.O(Fn.23), §362 Rdnr.177; Omlor, a.a.O(Fn.17), Vorbemerkungen zu §§244-248 Rdnr. B100.

39) 携帯電話事件判決第23節、金属製帯鋸事件判決第22節。SEPA口座引落とPayPalの違いから、SEPA口座引落判決の原則が、PayPal手続きには適用されないことは、本判決前にすでに指摘されていた。たとえば、Kerwerによると、「SEPA口座引落と異なり、

そのうえで、解除条件の成就を理由とした履行の効力の遡及的消滅を認めた SEPA 口座引落判決を、PayPal 買い手保護制度にあてはめることのできない理由につき、BGH は、次のように述べる。「当該判例〔筆者注：SEPA 口座引落判決〕は、支払人が、借方記入後 8 週間以内に、理由を述べる必要なく、銀行に支払額の払い戻しを要求できるという、SEPA 口座引落手続の特別な性質に基づくものである。しかし、PayPal での支払いの場合、買主は自らの判断で支払いを撤回する権利を与えられていない。PayPal 買い手保護による購入代金の返金は、PayPal と買主間の特別な役務提供合意に基づくものである。購入代金が返金されるか否かを、独自に決定する権限は、買主ではなく、PayPal にのみある (PayPal 買い手保護ポリシー 4.5 条参照)。」<sup>40)</sup> として、SEPA 口座引落と異なり、PayPal 支払では、買主は支払いの撤回をなしえず、PayPal のみが払い戻しを決定しうることから、PayPal 支払いを SEPA 口座引落手続と区別した。

給付結果が惹起されれば履行の効力が生じるため、現実的給付実現説の原則にしたがい、条件付履行を否定したものといえる。あくまで無条件の履行を原則としたうえで、SEPA 口座引落手続きを、例外として扱っていると理解することができる。

## ②学説からの評価

まず、支払者の支払撤回権限の有無を理由に、PayPal 支払いと SEPA 口座引落を区別する点について批判がある。支払者の撤回権限の有無が、履行の効力が消滅するか否かという法的な重大な違いを正当化しうるのかという疑問が呈されている<sup>41)</sup>。偶成条件の成就もあることから<sup>42)</sup>、解除条件の成就

---

PayPal 支払い手続きにおいては、買主の期限付き払い戻し可能性は存在しない。むしろ、原則として買主は代金の支払いを義務付けられている。買い手保護手続きにより支払った代金の払い戻しを受ける買主の可能性は、買主と PayPal にのみ関わる PayPal によって提供される特別なサービスである。売主と買主との関係においては、代金支払いの履行の効力は、買い手保護手続きによって触れられるところではない。」とされていた (Kerwer, jurisPK-BGB, 8.Aufl. 2017, §362 Rdnr.48)。

40) 携帯電話事件判決第 25 節、第 26 節、金属製帯鋸事件判決第 24 節、第 25 節。

41) Jerger, GWR 2018, S.171.

42) Rövekamp, in: BeckOGK BGB, Stand: 1.7.2017, §158 Rdnr.11a, Rdnr.11.

のためには、誰が条件の成就に関して決定をしたかは重要ではないとの立場からは<sup>43)</sup>、履行を条件付きでなしうるかという問題を、誰が条件の成就を制御できるかという問題と、BGHは混同しているとされる<sup>44)</sup>。この立場を前提にすると、PayPal 支払者が、PayPal により代金の払い戻しを受けたことは、代金債務の履行が条件を許容しない、という理論的帰結をもたらすものではないことになる。

また、解除条件付履行の承認が、現実的給付実現説に適合しないとの理由は、PayPal による代金の支払いを BGB362 条による債務の目的たる給付と捉えた場合にのみ当てはまるものであるとの指摘がある<sup>45)</sup>。すなわち、PayPal による代金の支払いを債務の目的たる給付と捉えた場合には、現実的給付実現説によって、給付の実現という客観的な帰結のみによって履行の効力が発生するため、条件付履行の可否が問題となる。その一方で、PayPal による代金支払いを BGB364 条による給付に代わる履行と捉えるのであれば、債務の目的たる給付に代わって PayPal 支払いによるとの当事者の合意が要求されることから、合意の際に解除条件を付与することが可能である。しかしながら、BGH は、PayPal 支払いが債務の目的たる給付にあたるのか、履行に代わる給付にあたるのかを判断していないため、現実的給付実行理論に適合しないとの理由は、説得力を欠くことになる。

さらには、一度発生した履行の効力は再び消滅しないとして、SEPA 判例自体を批判する見解もみられる<sup>46)</sup>。この見解によると、BGB364 条 1 項の意味での履行の効力が、解除条件により消滅するとするならば、給付に代わる履行の承諾によってすでに生じていた本来の債務の消滅を、遡及的に消滅させることを意味するが、これは債務の消滅の本質と一致しないとして、債権の消滅は遡及的に失われることはないとするものである<sup>47)</sup>。履行の効力が事

---

43) Froitzheim, MMR 2018, S.159.

44) Fries, a.a.O(Fn.32), S.126.

45) Jerger, a.a.O(Fn.41), S.171; Ulrici, a.a.O(Fn.35), S.787.

46) Fetzer, a.a.O(Fn.18), §362 Rdnr.30; Dennhardt, in : BeckGOK-BGB,Stand : 1.7.2017, §362 Rdnr.36; Hadding,WM 2010, S.100.

47) Horn, a.a.O(Fn.29), S.1343 も、本判決が、解除条件付き履行を一律に否定しており、

後的に失われることを否定するため、買主に対する売主の代金請求を認めるためには、本判決同様に、別の法的構成の検討が必要となる。

#### iv. 代金債権の再成立についての黙示の付随的合意

##### ① BGH の判断

SEPA 口座引落判決同様に、PayPal 買い手保護制度による払い戻しを解除条件と理解し、履行は払い戻しにより消滅したと理解しないのであれば、当初の支払いによる代金債権の消滅という結果が覆されることはないが、その後の法律関係をどのように理解するかが問われる。

BGH は、「PayPal 支払いサービスを利用するという、売買契約締結時になされた付随的合意とともに、契約当事者は、本件のように、PayPal 買い手保護ポリシーに基づく買い手保護申請の成功により、X [筆者注：売主] の PayPal アカウントへの入金記録が取り消された場合には、履行がなされた代金債権が、再度成立することが黙示的に合意されている」<sup>48)</sup>として、解除条件の成就による代金債権の復活ではなく、当事者間の黙示の合意による代金債権の再成立という構成を採用した<sup>49)</sup>。

そのような黙示の合意の理由付けのために、BGH は、意思表示の解釈に関わる BGB 133 条、及び契約の解釈に関わる BGB157 条の解釈準則に加えて、PayPal 約款が参照されるべきであることを指摘する。

すなわち、「代金債務の支払いのために PayPal 支払サービスを使用する、という売買契約締結時になされた付随的合意の表示内容は、原則として、当事者が PayPal 支払いサービスの利用前に承諾した PayPal 約款の諸条項に照らして判断される。それゆえ、PayPal によって利用されている普通取引約款の文言、すなわち PayPal 買い手保護ポリシーの文言は、売買契約当事者の

---

SEPA 口座引落判決の立場とは相いれず、SEPA 口座引落手続きの特殊性を考慮して解除条件付き履行を正当化する試みも、あまりに技巧的であるとする。

48) 携帯電話事件判決第 29 節、金属製帯鋸事件判決第 28 節。

49) この点、SEPA 口座引落判決を受けて、同様の見解を述べるものとして、Fetzer, a.a.O.(Fn.18), §362 Rdnr.25a.; Grüneberg, a.a.O.(Fn.19), Vor § 362 Rn. 1; Kerwer, a.a.O.(Fn.39) Rn. 11; Jungmann, WM 2007, S.1639.

意思表示が解釈を要する以上、当事者によってなされた意思表示の解釈において組み入れられなければならない。」<sup>50)</sup>と述べ、PayPal 支払いサービスを使用するという売買契約締結時になされた付随的合意が、買主と売主間の他の契約上の合意の解釈に影響を及ぼしうる、ということを前提とする。

そして、PayPal 買い手保護ポリシー 6.5 条 1 文によると、買い手保護は、買主と売主の間の法律上の権利および契約上の権利には触れておらず、買い手保護ポリシーとは別に検討されなければならないが、同条 3 文によると、PayPal は、PayPal 買い手保護の申立てに対して「のみ」決定を下すため、売買契約当事者のその他の権利は、PayPal 買い手保護の申請に関する決定とは無関係に判断されることになる。

代金債権の再成立が認められる理由として、本判決はいくつかの点を挙げている。

まず、第 1 に、法律上の権利、または契約上の権利を排除、または制限することによって、一方の売買契約当事者を不適切に優遇することは、売買契約に対する当事者の正当な利益と矛盾するという点である<sup>51)</sup>。

第 2 に、PayPal 買い手保護ポリシー 6.2 条 1 文によると、PayPal は、「独自の判断により、理由を明示することなく、PayPal 買い手保護を変更、または取り消す」権利を留保している。つまり、PayPal 買い手保護に内在する不確実性を考慮すると、PayPal 買い手保護の承諾とは無関係に、相互に成立している請求権を、引き続き行使することを妨げる、売買契約の当事者意思の理解は適切ではないという点である。

第 3 に、買い手保護申請の場合には、PayPal は簡略化された確認基準を置いているのみであり、簡略された基準による判断の結果、本来当事者に認められる法的主張が制限されるべきではないという点である。

---

50) 携帯電話事件判決第 31 節、金属製帯鋸事件判決第 30 節。

51) 売主によってサービスが提供されない場合、買い手保護申請の失敗後に、支払代金の払戻しを求めて買主が訴えを提起できるのと同様に、買い手保護の申請が認められた後に、売主が代金債権を再度取得し、必要に応じて訴えを提起しうるものが、契約上の不均衡を回避するために適切なことであるとする。

## ②学説からの評価

PayPal 支払いサービスを使用すると合意がなされた場合、PayPal 約款の内容が、買主と売主間の他の契約上の合意の解釈に影響を及ぼしうるのかという点については、一方では、これに対して消極的な見解もみられる。すなわち、PayPal 支払いサービスは、買主と PayPal、および売主と PayPal の間のそれぞれの法律関係に基づいて提供されるものであり、買主、および売主が PayPal 利用に合意したとしても、両者の契約関係の枠組みの中では、PayPal 約款に関しては同意していない以上、債務関係の相対性原則との関係で疑問を呈するものもある<sup>52)</sup>。

しかしながら、契約締結時における当事者意思が、PayPal 約款と買い手保護ポリシーにも拡張されることを、適切にも拠りどころとしていると積極的に評価する見解もある<sup>53)</sup>。両当事者は、PayPal による支払いを意図的に選択し、この選択は買い手保護手続きを含めた PayPal システムがもたらす両当事者にとってのあらゆる利益、および不利益を含むものであるならば、PayPal 約款の内容が、買主と売主間の他の契約上の合意の解釈に影響を及ぼすこととなる<sup>54)</sup>。

PayPal 約款の内容が、買主と売主間の他の契約上の合意の解釈に影響を及ぼしうることを前提にしても、PayPal 買い手保護ポリシー 6.5 条 1 文の解釈から、代金債権が買い手保護の結果として復活するという法律構成に賛成することに躊躇する者もみられる<sup>55)</sup>。買い手保護制度が当事者の権利関係に何ら影響を与えないとするならば、履行は PayPal の介入によってではなく、すでにそれ以前に買主の行為によってなされており、当事者の権利関係への影響を否定しながら、買い手保護の結果として、すでになされている代金支払いの履行の効力を修正することは説得力に欠けるともいえる<sup>56)</sup>。

さらに、買い手保護制度を給付障害の問題と捉え、現金払いの場合、購入

---

52) Zintel, a.a.O(Fn.37), S.272.

53) Fries, a.a.O(Fn.32), S.126.

54) Omlor, a.a.O(Fn.25), S.169.

55) Pfeiffer, a.a.O(Fn.22).

56) Fries, a.a.O(Fn.32), S.126.

者が後に瑕疵担保に基づく請求権（BGB437条）、または本来の履行請求権（BGB433条1項）を、正当であれ不当であれ、主張することにより代金債務の履行が消滅することはないことから<sup>57)</sup>、第三者が買主の権利を部分的に保障していた場合でも同様であるとして、PayPal 買い手保護手続の実行が、PayPal 支払いによってすでに生じている履行の効力に影響を及ぼさないとする見解もある<sup>58)</sup>。

また、代金債権の再成立の法律構成に対する批判の他に、代金債権を再成立させる理由も、学説から必ずしも賛同を得られているわけではない。

一方の売買契約当事者を優遇することは不適切であり、契約上の不均衡を回避するためには、代金債権の再成立が認められる必要があるとの点について、売主は PayPal 売り手保護制度によって保護されており<sup>59)</sup>、買い手保護制度が、間接的には売主にも利益になっているとの批判がある。すなわち、売主も、オンライン取引において、潜在的顧客に対して、一定のリスクに関して PayPal による補償を得られることを約束することにより、新しい顧客を開拓することができる利益を享受しているともいえる。

さらに、PayPal が買い手保護手続において簡易な確認基準のみを設定している点を BGH が否定的に評価する一方で、権利実現費用の削減として積極的に評価も可能であり、PayPal の責任排除条項を BGB307 条 1 項により無効とすることにより、売主は、PayPal に対して、訴訟において、実際には買い手保護ポリシーで定義されているような売主の義務違反がないことが証明されれば、PayPal による入金記録の取消しの取消し、すなわち PayPal アカウントへの新たな入金記録を要求しうるとするものもある<sup>60)</sup>。

そして、当事者意思の解釈において、BGH によってなされた解釈では、買主が決済サービス業者として PayPal を選択した決定的理由が、PayPal による簡単かつ迅速な買い手保護制度の提供であり、簡便な方法で売主との法

---

57) Omlor, a.a.O(Fn.17), Vorbem B100.1 zu §§244-248.

58) Omlor, a.a.O(Fn.25), S.168.

59) たとえば、口座引落の取消の結果としての代金不払いや PayPal アカウントの不正使用の事案。

60) Omlor, a.a.O(Fn.25), S.169.

的紛争を終わらせるという点からすると、当事者の主観的利益の考慮の点で疑問を投げかける見解もある<sup>61)</sup>。他方で、表面的には売主よりの判断である一方で、買主にも利益をもたらすものであると評価する見解もある。なぜなら、PayPal 買い手保護の申請に成功した場合、買主は、訴えを提起することなく、代金の払い戻しを受けており、BGH 判決が述べる黙示の代金債務の再成立により、買主は代金債務の履行を求められることになるが、売主が代金を再度取得するために、売主が提起することになるからである<sup>62)</sup>。

#### (7) 小括

近時の BGH 判例の検討を通じ、明らかとなったことは、PayPal 買い手保護と代金債務の関係を理解するためには、PayPal 支払いが弁済に該当するのか、それとも代物弁済に該当するのか、PayPal 支払いにより代金債務が消滅するのはいつか、条件付き弁済または黙示の合意による代金債権の復活が認められるのか、といった観点からの分析の必要性である。そこで、以下では、これらの点について、BGH 判決、それに対する学説の評価を参考にしながら、日本法へのあてはめを検討する。

### 3. PayPal 支払いの弁済該当性と代金債務の消滅時期

まず、PayPal 支払いが弁済に該当するのか、それとも代物弁済に該当するのか、PayPal 支払いにより代金債務が消滅するのはいつかが問題となる。

#### (1) 口座振込に関する議論を手掛かりとした検討

PayPal 支払いに関する議論の蓄積が少ないため、現金払い以外の方法で弁済をする場合において、弁済該当性、および、債務の消滅の時期に関して、どのような点が考慮されなければならないのかという視点から、問題を捉え直し、債権法改正過程における口座振込に関する一連の議論を、PayPal 支払いの弁済該当性に関する検討の手がかりとしていくこととする。

---

61) Habel, a.a.O(Fn.37), S.106.

62) Blissenbach,, a.a.O(Fn.8), Anm. 2; Froitzheim, a.a.O(Fn.43), S.159.



## (2) 口座振込等が果たす役割と新規定追加の必要性

債権法改正にあたり、「民法の制定時と比べてときの現代における取引の大きな特徴として、遠隔地にいる者の間での取引が増加したこと等の理由により、金銭債務の履行の多くが、銀行振込みやクレジットカードによる支払等により行われていることが指摘されており、普通預金や当座預金などの流動性を有する預金口座への振込みが、現代の日常生活において非常に重要な役割を果たしている」ことから、①流動性預金口座への振込みの弁済該当性、②流動性預金口座への振込みによる金銭債務の消滅時期に関する、新規定の追加が提案されることとなった<sup>63)</sup>。

## (3) 流動性預金口座への振込みの弁済該当性

口座振込による弁済の可否については、従来、学説において次のように見解が分かれていた。

## ①肯定説

銀行に対する預金債権は直ちに決済に利用することが可能であり、かつ、預金通貨を媒介としないで、入金記帳という固有の操作によって他の預金口座に直接に支払い単位を移転することができる点に着目をするならば、預金債権は法的にも通貨の一種といえる<sup>64)</sup>。また、振込みによる決済の法的構造に着目すると、振込取引における債権者（受取人）の預金債権の取得は、債権者が債務者（依頼人）から通貨を取得し、これを銀行（被仕向銀行）に寄託するという2つの意味を含んでいる<sup>65)</sup>。ことから、債権者は銀行に預金として寄託する前提として通貨を取得しているため、通貨が給付されていると言え、振込によって本来の給付がなされているともいえる<sup>66)</sup>。さらに、銀行振出小切手が、「取引界において通常その支払いが確実なものとして現金と同様に取り扱われているものである」から、「特段の事情の主張立証なき本

63) 部会資料 17-2・105 頁。

64) 森田宏樹「電子マネーの法的構成——私法上の金銭の一般理論からの法的分析（3）」NBL619号（1997年）31～32頁。

65) 来栖三郎「第三者のためにする契約」民商39巻4・5・6号（1959年）517頁参照。

66) 久保田隆・川地宏行・今井克典「特集・金銭債務の決済〈金融法学会中部地区部会資料〉」金法1702号（2004年）34頁（今井）。

件においては、右小切手による提供をもって債務の本旨に従ってなされた履行の提供と認めるのが相当である」とする判例<sup>67)</sup>を踏まえ、預金債権の譲渡、すなわち、銀行に対する債権を取得させることは、金銭債務の弁済として当然に有効とされている<sup>68)</sup>。

## ②反対説

金銭債権は金銭（通貨）の給付を目的とするものであるから、金銭と同価値であっても金銭（通貨）以外のものの給付は当然の弁済とはならず、債権者がそれに同意したときに、代物弁済がされたことになり、口座振込についても債権者の同意を要するものがある<sup>69)</sup>。債権者（被振込人）の承諾を要する構成の方がよい理由として、問題が起こったときには、銀行に対する金銭債権であることに変わりなく、銀行の倒産、相殺の可能性<sup>70)</sup>の他、銀行の手続きミス、第三者による預金債権の差押等、受取人にとっては現金払いにはない不利益が伴う点が挙げられている<sup>71)</sup>。

また、昭和 37 年判決への批判も踏まえ、債権者の都合も考慮に入れられるべきとして、債権者の同意が推測される場合に限り、弁済としての効力が認められるべきとするものもある<sup>72)</sup>。

口座振込の弁済可能性に関する議論は、預金債権の通貨性に関わる問題と、口座振込による弁済に関する債権者の同意に関わる問題に分かれる。口座振込を金銭債務の弁済と理解する見解は、預金債権を通貨と理解したうえで、通貨の給付がなされていたため、振込による本旨弁済を認めるものである。他方で、債権者の同意を必要とする立場は、金銭と同価値であっても金銭（通貨）以外のものの給付は当然の弁済とはならないとしており、預金債権の通

---

67) 最判昭和 37 年 9 月 21 日民集 16 卷 9 号 2041 頁。

68) 滝沢昌彦「弁済における意思の位置づけ」中田裕康・道垣内弘人編『金融取引と民法法理』（有斐閣、2000 年）61～62 頁。

69) 奥田昌通編『注釈民法（10）債権（1）』（有斐閣、1987 年）142 頁（山下末人）。

70) 加藤一郎ほか編『銀行取引法講座（上巻）』（金融財政事情研究会、1976 年）316 頁（前田達明）。ただし、このような構成としても、請求書等に口座番号が記入されていたりすることをもって承諾ありとすれば、ほとんどの場合、不都合はないとされる。

71) 後藤紀一『振込・振替の法理と支払取引』（信山社、1986 年）70 頁。

72) 岩原紳作『電子決済と法』（有斐閣、2003 年）3 頁注 5。

貨性を否定する。この点、金銭以外のものによる提供が弁済に提供にあたるのかという点において、「当事者の合意があれば、それにより、合意がない場合には、支払の確実性及び現金化に要する日数・費用・手続負担を実質的な判断基準としたうえで、それらを反映するものと見られる取引慣習を重視すべきである」<sup>73)</sup>とされていることも参考になる。

#### (4) 流動性預金口座への振込みによる金銭債務の消滅時期に関する議論の状況

##### i. 当初の提案<sup>74)</sup>

流動性預金口座への振込みによる金銭債務の消滅のためには、振込みを弁済と解するか代物弁済と解するかを問わず、受取人が処分可能な形で確定的に預金債権を取得したと言えることが必要であり、そのために、受取人の下での預金債権の成立時期が問題となる。

そこで、振込みによる金銭債務の消滅時期との関係で、預金債権の成立時期、及び金銭債務の消滅時期について、次のような改正提言がなされた。

「① 流動性預金口座において金銭を受け入れる消費寄託の合意がされた場合において、流動性預金口座への入金や振込みがされたときは、受寄者が当該預金口座に入金記帳（入金記録）を行うことにより、既存の債権の額に当該金額を合計した金額の預金債権が成立するものとする。

② 金銭債務を負う債務者が債権者の流動性預金口座に金銭を振り込んだときは、債権者の預金口座において当該振込額を加えた預金債権が成立した時点で、当該金銭債務の弁済の効力が生ずるものとする。」

本提案は、提案理由によると、流動性預金口座への振込みが弁済に当たるといふことと、債務の消滅時期について預金債権の成立時であることを、条文上明確にしようとするものとされている。

---

73) 中田裕康『債権総論 第3版』（岩波書店、2014年）309頁。

74) 部会資料 17-2・106頁。

ii. 中間的な論点整理

中間的な論点整理では、①②の点についての考え方は維持されたままであるが、補足説明で、第 18 回及び第 24 回会議において出された意見がまとめられている。

流動性預金口座への振込みによる金銭債務の履行については「被仕向銀行について倒産手続が開始された事例や被仕向銀行の過誤により入金記帳がされなかった事例では弁済の効力が生じないこととなるが、このような場合に債務者にリスクを負担させることが常に適当であると言えるか疑問である」ため、その内容について慎重な検討が必要であるとの意見が紹介される一方で<sup>75)</sup>、「効力発生時点は明確に定める必要があり、その規定の在り方としては、入金記帳時点以外に適当な時点を定めることは難しい」との意見<sup>76)</sup>が紹介されている。

iii. 中間試案のたたき台

その後、中間試案のたたき台において、口座振込による弁済に関する規定の置かれる場所が、特殊の寄託から弁済の方法に変更され、「6 弁済の方法 (4)」で、次のような提案がなされている。

「(4) 債権者の預金口座に金銭を振り込む方法によって債務を履行したときは、債権者の預金口座において当該振込額の入金が記録される時に、弁済の効力が生ずるものとする。」<sup>77)</sup>

この点についての概要は、以下の通りである。

「本文 (4) は、債権者の預金口座への振込みによって金銭債務の履行をすることが許容されている場合に、振込みがされたときは、その弁済の効力は入金記帳時に生ずるものとするものである。金銭債務の履行の多くが預金口座への振込みによってされる実態を踏まえて、その基本的なルールを明らか

---

75) 油布関係官発言第 18 回議事録 12 頁、13 頁。

76) 岡本委員発言第 18 回議事録 18 頁。

77) なお、注記で、「上記 (4) について、規定を設けるべきでないとする考え方がある」ことも付されている。

にすることを意図するものである。』

これに対しては、振込みが弁済として許容される要件についてのやり取りはあったものの、幹事より「振込みが弁済として許容されるかどうか、その具体的な要件を条文化することは、非常に難しいため、(4)はそのことには触れず、弁済として許容される場合であることを前提としたルールである。しかし、振込みという方法による弁済は、今日では現実に多数行われているので、それを踏まえて弁済の効力が生ずる時期についてのルールを設けるといふ趣旨である。」<sup>78)</sup>との回答がなされた。他方で、弁済の効力が生じる時期についての議論は、第66回議事録を確認する限りなされていない。

中間試案は、中間試案のたたき台と文言上の変更はないものの、中間試案の補足説明では、①流動性預金口座への振込みによる金銭債務の履行の弁済該当性、②流動性預金口座への振込みによる金銭債務の消滅時期について、改めて、「①流動性預金口座への振込みが金銭債務の弁済と位置付けられ得ることとともに、②金銭債務の消滅時期が受取人の預金口座に入金記帳がされた時であることを明確にするものである。」と述べられている。

しかしながら、中間試案の補足説明における、「①流動性預金口座への振込みが金銭債務の弁済と位置付けられ得る」との箇所は、中間試案のたたき台に対する第66回会議における、幹事発言との関係が問題となり、議論の余地が残されていることを示しているともいえる<sup>79)</sup>。

#### iv. 民法（債権関係）の改正に関する要綱案の取りまとめに向けた検討<sup>80)</sup>

ここでは、中間試案に対するパブリックコメントを受けて、次のような検討の方針が、示されている。

債権の消滅時期について個別の事案ごとの解決に委ねることは、適当ではないとの考えの下、①債権消滅の効力発生時期を受取人（債権者）の預金契

78) 筒井幹事発言第66回議事録49頁、50頁。

79) 深川裕佳「預貯金口座に対する振込みによる弁済の効果」東洋法学59巻1号（2015年）208頁。

80) 部会資料70B・3頁以下。

約に係る預金債権の成立時とする考え方が、改めて示されている。理由として挙げられているのは、債権が消滅するためには、「受取人が処分可能な形で確定的に預金債権を取得したと言えることが必要であり、そのためには、受取人の下で、振り込んだ金額に係る預金債権が成立している必要がある」という点である<sup>81)</sup>。

他方で、預金債権の成立時を入金記帳時とする点については、パブリックコメントにおいて、(i) 入金記帳という金融機関の内部的行為に預金債権の成立時期をかからしめることに対する疑問、(ii) 預金債権の成立時期を一律に決することへの疑問が出ていたところ、委員からも「入金時刻を確定するのは困難であり、入金記帳事務を銀行で統一することも難しい」との発言もあり<sup>82)</sup>、幹事からも、「入金記帳時とする考え方というのをずばり法文に書くということは、相当困難が大きい」との発言があった<sup>83)</sup>。

ここまでの議論から、任意規定として、預金債権の成立時を弁済の効力発生時とする点については、おおむね理解が得られているものの、いつの時点で預金債権が成立するかという点については、当初からの案である入金記帳時とする点の難しさが再認識されていることが分かる。

#### v. 要項仮案の原案<sup>84)</sup>

その後、素案(6)では、「払い込んだ金銭の額について、債権者がその預金又は貯金に係る債権の債務者に対して払戻しを請求する権利を取得した時を振込みによる弁済の効力発生時期」とする変更がなされている。なお、補充説明によると、この「権利を取得した時」の具体的内容については、解釈に委ねられ、銀行等の取引の実情に応じて定まるとされた。

入金記帳の時点で弁済の効力が生ずる旨が明記されることによって、厳密

---

81) 債権の消滅時期を預金債権の成立時とするという点については、特に異論がないように見え、任意規定としては預金債権の成立時にするということでそれほど問題はないのではないかとの発言がなされている(中田委員発言第80回議事録51頁)。

82) 中原委員発言第80回議事録50頁。

83) 山野目発言第80回議事録51頁。

84) 部会資料80-3・24頁以下。

な入金記帳時点の管理を求められる可能性がある上に、入金記帳のタイミングは金融機関によって異なっているので、この時点ルールとして明示することが適当でないという意見が出ていたこともあり、弁済の効力発生時期としての「入金記帳時点」と「払戻請求権取得時点」の関係が問題となる。これまで、弁済の効力発生時期として入金記帳時を基準とした提案がなされていたのは、いつ預金債権が成立したのかを明確にするためであった。すなわち、金銭債務の消滅のためには、「受取人が処分可能な形で確定的に預金債権を取得したといえることが必要」であり、処分可能な形で確定的な預金債権が取得されるのは、預金債権の成立時であるとの理解が、その背後にあった。

しかしながら、素案(6)において「払戻請求権取得時」を弁済の効力発生時期としたことにより、いつが預金債権成立時点であるかは不明確になっており、預金債権が成立した結果、受取人が処分可能な形で確定的に預金債権を取得したことを、払戻請求権の取得と言い換えたにすぎない。

「払戻請求権取得時」を弁済の効力発生時期とする点については、その後、要綱仮案<sup>85)</sup>、要綱案の原案<sup>86)</sup>でも引き継がれ、そのままのかたちで法律案として提出され、新477条となっていることから、払戻請求権の取得時とはいつか、という問題が結局残されることとなった<sup>87)</sup>。

## (5) 新法制定過程の議論と PayPal 支払いへの手ごかり

### i. 債権者の同意

口座振込による支払いに関する新法制定過程の議論は、当初は、口座振込による支払いが弁済に該当するのか、代物弁済にあたるのかという債権者の同意の有無の問題と、受取人下での預金債権の成立時期の問題が対象で

85) 部会資料 83-1・38 頁。

86) 部会資料 84-1・39 頁以下。

87) とはいえ、現在の判例法理から、入金記録時を払戻請求権取得時とみるべきとする見解として、潮見佳男『新債権総論 II』(信山社、2017 年)12 頁注 30。また、今後の議論は、入金記帳時が軸になるとする見解として、潮見佳男ほか編『詳解改正民法』328 頁(難波譲治)。

あった。弁済か代物弁済かという争いは、口座振込による支払いに債権者の同意が必要か、債権者の同意のない場合には、どのような場合に弁済として認められるのかということと関連する。弁済とする見解でも、流動性預金口座への振込みによることについての当事者間の合意がない場合、社会通念上認められた金銭債務の履行方法とは言えないともいえ、原則として、当事者間において口座振込による合意がない限り弁済の効力は生じないとも考えられる<sup>88)</sup>。新法の制定過程でも、どのような場合に、振込みが弁済として許容されるかにつき、具体的な要件を条文化することは難しいことが議論の過程で明らかになり、口座振込による支払いを弁済として位置付けようとした当初の案からは後退している。

支払い手段として広く利用されている口座振込に関する議論状況からすると、PayPal 支払いによる合意がなされている場合以外において、PayPal 支払いが弁済として許容される具体的な要件を明確にすることは、かなり難しいものと思われる。しかしながら、債務者である買主が PayPal による支払いをする場合は、売主のオンラインサイトにおいて、支払い手段として口座振込やクレジットカード払い等と並んで、PayPal 支払いのためのリンクが用意されている場合が通常であるため<sup>89)</sup>、PayPal 支払いに債権者の同意が必要かという問いを改めて立てる意義は少ないであろう。

## ii. 弁済の効力発生時期

他方で、弁済か代物弁済かというのは何が契約の履行と言えるかという問題であり、そのことと仮に振込みによる弁済が認められるとして、その場合に、いつ、効力が発生するのかは区別されていたところ<sup>90)</sup>、PayPal 支払いによる合意があり、PayPal による支払いがなされた場合、いつ弁済の効力が発生するのであろうか。

---

88) 今井前掲 (注 66) 318 頁。

89) ただし、オンラインサイトに PayPal 支払いのためのリンクが用意されていない場合に、買主は PayPal 支払いを選択することが不可能なわけではない。買主は自己の PayPal アカウントから、売主のメールアドレスや電話番号を入力することにより、場合によっては、売主が有する PayPal アカウントを検索することは可能となっている。

90) 中田委員発言第 18 回議事録 17 頁。



口座振込による支払いの議論において述べられている、金銭債務の消滅のためには、「受取人が処分可能な形で確定的に預金債権を取得したといえることが必要」であるということ、PayPal 支払いに当てはめるとするならば、PayPal 支払いにより金銭債務が消滅するためには、売主が、売主の PayPal アカウントに入金記録された代金額を処分可能な形で確定的に取得したことが必要となる。

① 処分可能な形での取得

では、PayPal 支払いでは、売主は、どの時点で代金額を処分可能な形で取得したことになるのであろうか。

口座振込による金銭債務の履行においては、その基準時を預金債権の成立時として、成立時を入金記帳時とする当初の提案について、入金記帳という金融機関の内部的行為に預金債権の成立時期をかからしめることに対する疑問が出ていた。具体的には、入金時刻を確定するのが困難なこと、入金記帳のタイミングが金融機関によって異なっていること等の問題点が明らかになった。PayPal 支払いの場合、入金記帳にあたるものは、PayPal による売主の PayPal アカウントへの入金記録ということになる。この点、口座振込と異なり、PayPal 支払いの場合には、仕向銀行と被仕向銀行の役割を常に PayPal 自身が担っており、金融機関によって入金記帳のタイミングが異なるという問題は生じることはなく、また、Web 上の取引履歴により、各取引の日時を確認することも可能である。

その一方で、普遍的な支払い手段としての特徴が PayPal にはないと批判されていたように<sup>91)</sup>、売主の PayPal アカウントへの入金記録のみによって、給付利益が実現されているといえるのであろうか。PayPal 支払いが利用された場合、現金払いのように買主と売主の間で金銭の現実の交付がなされるわけでもない。また、口座振込の結果、売主の口座に入金記帳がなされた場合には、売主は銀行に対して、通貨として利用しうる現金の払戻請求権を取得する。しかしながら、売主の PayPal アカウントに入金記録がなされたとし

---

91) Pfeiffer, a.a.O(Fn.22).

ても、売主は PayPal に対して通貨として利用しうる現金の払戻請求権を取得するわけでもない。この点にのみ着目するならば、売主の PayPal アカウントへの入金記録のみによって、給付利益が実現しているとはいいがたい。しかしながら、BGH 判決が述べるように、PayPal アカウントに入金記録された額は、他の PayPal 支払いに利用することができ、オンライン取引の場面に限定されるものの、限定的には通貨としての機能を有している点は否定できない<sup>92)</sup>。さらには、ビジネスユーザー、およびプレミアムユーザーが売主である場合には、PayPal アカウントに入金記録された金額を自由に銀行口座等に振り替えることも可能である（ビジネスユーザー用規約 5 条）<sup>93)</sup>。これらの点を踏まえるのであれば、処分可能な形で代金額の取得を否定し、給付利益の実現を否定することは、やや形式的にすぎ、売主の PayPal アカウントへの入金記録により、代金債務は消滅すると考えてよいのではないか<sup>94)</sup>。

---

92) 厳密に言えば、限定的にのみ支払い方法として通用するものが、普遍的な支払い方法として通用する通貨と言えるのかは問題になろう。現金払いと異なり、PayPal での支払いの他、楽天 Edy、Suica、PASMO、paypay、linepay といった電子マネーでの支払い、さらには、ビットコイン、その他アルトコインといった仮想通貨での支払いのために、支払者とともに受領者にも、一定の支払および受領環境が整っている必要がある（専用のカード、機器、アプリ、アカウント登録等）。そのような環境が整っていない場合には、支払い手段として利用することはできず、現金同様に、どのような場面でも通貨として通用するとは言えない。普遍的な支払い方法として通用するとは言えない現金払い以外は、どのような要件を充たした場合に、金銭債務の消滅をもたらすのかが問われることになろう。

93) ビジネスユーザー、およびプレミアムユーザーがアカウント内の資金の引出が可能なら一方で、パーソナルユーザーにはアカウント内の資金の引出が認められていない（パーソナルユーザー用規約 5 条）。パーソナルユーザーが、消費者である売主として PayPal 支払いに合意し、PayPal アカウントに代金額が入金記録された場合には、代金債務が消滅するのかは、別途考慮が必要になってくるであろう。

94) BGH 判決は、売主の PayPal アカウントから売主の銀行口座への振替がなされて初めて、代金債務が消滅するとの見解に対しては、売主は自らの PayPal 口座に入金記録された金額に手を付けないことによって、代金債務の消滅時期を恣意的に遅らせることができることを理由に否定的に解している。前述のとおり、売主の PayPal アカウントへの入金記録によって、給付結果が実現されているかは判断の分かれるところではあるが、売主の銀行口座への振替まで要求した場合、すでに代金額の金銭的価値は、買主の支配領域を離れ、売主の支配可能性のある領域に移っている点を考慮すると、銀行口座への振替まで要求することについては否定的に解すべきと思われる。

## ② 確定的な取得

また、債務の消滅には、売主の PayPal アカウントに入金記録された代金額を処分可能な形で取得するだけでなく、「確定的」に取得する必要がある。しかしながら、PayPal 買い手保護制度があることによって、買主による申請が PayPal によって認められた場合、買主には支払い額が払い戻され、売主の PayPal アカウントへの入金記録が、PayPal によって取り消される可能性がある。買い手保護制度による入金記録の取消可能性があることから、代金額の確定的な取得があったのかが問題になる<sup>95)</sup>。

他方で、PayPal 買い手保護による買主への代金額の払い戻しが、売主が支払代金額を処分可能な形で取得後に行われるために、売主の PayPal アカウントへの入金記録により、代金額を処分可能な形で「確定的」に取得したかが問題になる。

この点、例外的な入金記録の取消しという事象に引きずられて、PayPal 支払いによる金銭債務の消滅の有無を判断すべきであろうか。買い手保護制度による入金記録の取消可能性を理由に、弁済の効力の発生を否定した場合、買主は PayPal による支払い手続きが完了したにもかかわらず、買い手保護申請期間である 180 日が経過するまでは、履行がなされていないものと扱われることになる。買い手保護制度を適用する必要のない大部分の弁済の効力

---

95) なお、口座振込による支払いの場合も、買主は、仕向銀行に対する組戻依頼によって、振込依頼を撤回することが認められている（全国銀行協会の振込規定ひな型 8 条において、「振込契約の成立後にその依頼を取りやめようとするとき」として、振込依頼の撤回と位置付けられている組み戻しについては、森田宏樹「振込取引の法的構造」中田・道垣内編前掲（注 68）149 頁～150 頁）。組み戻しにより、買主は売買代金の支払いとして振込みをした額の払い戻しを受けることができ、組み戻しにより売主は入金記帳された代金額を失い、PayPal 買い手保護制度と同じく代金額の確定的な取得の問題が生じる可能性がある。しかしながら、一般的に、入金記帳後における組み戻しについては、受取人の「承諾」が必要であるとされている。したがって、受取人の承諾なしに振込依頼人が組み戻しの依頼を仕向銀行に依頼しうるのは、入金記帳前に限られる。口座振込による支払いに関する新法の立場では、債権者が預貯金に係る債権の債務者に対して払戻しを請求する権利を取得したときに、弁済の効力が生じるとされており、入金記帳前に債権者に払戻請求権の取得を認めない限り、弁済の効力は入金記帳前に生じているとはいえず、したがって、弁済の効力発生後に、債権者の承諾のない組み戻しが認められる余地はないといえる。

を 180 日間停止し、売買契約を存続させておく必要性は少ないどころか、弊害も大きい。債務の履行を認めずに、債務不履行責任から買主を解放するためには、PayPal による支払い手続きを、たとえば弁済の提供と理解することになる。しかしながら、弁済の提供は、「債務者が、単独で完了することのできない給付について、その給付の実現に必要な準備をして債権者の協力を求めること」<sup>96)</sup>とされていることからすると PayPal による支払いでは、売主の PayPal アカウントへの入金記録により、売主は代金額を処分可能な形で取得しており、債権者である売主による受領その他の行為は想定しえない<sup>97)</sup>。したがって、売主の PayPal 口座への入金記録に、弁済提供の効果を生じさせるために、弁済の提供概念を、一般的な理解とは異なって理解しなければならない。そうであるならば、入金記録の取消可能性がある以上、例外なく支払いの存続が保証されるわけではないものの、適切な支払いが類型的に存在する限り、確定性を厳格に捉えず、充足されたものとして扱い弁済の効力を認め、買い手保護制度が適用された場合には、条件付き履行または旧債権の復活という法律構成により処理するのが適切であろう。

#### 4. PayPal 買い手保護制度による代金債権の復活の有無

売主の PayPal アカウントへの入金記録により弁済の効力が生じ、代金債務が消滅するとしても、買い手保護制度が適用され、PayPal による代金相当額の買主への払戻し、及び売主の PayPal アカウントへの入金記録の取消しがあった場合、一度消滅した代金債務は復活するのであろうか。そこで、以下では、弁済への条件付与の可否の点から、代金債権の復活に関して検討する。

##### (1) 弁済の法的性質

---

96) 我妻栄『新訂債権総論』(有斐閣、1964年)218頁。

97) 履行の前提として、売主の PayPal 口座への入金記録だけでなく、売主による PayPal 口座から銀行口座への代金額の振替が必要であるとの前提に立った場合には別であるが、売主の PayPal 口座への入金記録で足りることについては、前述の通りである。

条件とは、法律行為の効力の発生または消滅を将来の不確実な事実の成否にかからしめる附款とされており<sup>98)</sup>、私的自治の原則の下では、「法律行為の自由又は契約の自由は、・・・法律効果の発生または消滅を加減する自由・・・にまで発展する」ため、法律行為に条件を付すことは原則として自由であるとされる<sup>99)</sup>。では、弁済に条件を付すことができるのであろうか。条件とは相いれないものとして、BGHによって言及されている現実的給付実現説（わが国における弁済の法的性質の議論で主張されているところの事実行為説と一致するものであることから、以下では「事実行為説」という。）は、わが国の判例でも見られる。たとえば、大判大正9年6月2日民録26輯839頁は、「債務ノ弁済ハ債務ノ本旨ニ従ヒテ之ヲ実行スル行為ヲ謂フニ外ナラサルカ故ニ苟モ債務者ニ於テ債務ノ本旨ニ従ヒタル履行ヲ為ストキハ債務関係ハ之ニ依リテ当然消滅スヘク必スシモ債務者ニ於テ其履行ニ因リテ債務ヲ消滅セシムルノ意思ヲ特ニ表示スルコトヲ必要トスルモノニ非ス」として、事実行為説の立場を示している。

弁済の法的性質については、以前より弁済は法律行為か否かという議論があり、そこでは弁済意思の要否との関係で論じられてきた<sup>100)</sup>。その中で、法律行為説は、債務を消滅させようとする意思（効果意思）を要求するが、現在ではこれを支持するものはないとされている。通説は、弁済によって債務が消滅するのは債権の目的が達成されたからであり、債務を消滅させようとする債務者の効果意思に基づいて債権が消滅するのではないと理解するものである（準法律行為説）<sup>101)</sup>。そして、弁済は準法律行為であるとの理解は、弁済は法律行為ではないものの給付行為については法律行為に関する規定を準用するための便宜的表現であるとの認識も示され<sup>102)</sup>、準法律的行为または法律的行为であっても、一定の意思活動としての行為であって、そ

98) 我妻栄『新訂民法総論』（有斐閣、1965年）407頁。

99) 於保不二雄『財産管理権論序説』（有信堂、1954年）247頁。

100) 弁済の法的性質に関する議論の詳細については、磯村哲編『注釈民法（12）』（有斐閣、1970年）45頁（奥田昌道）、近時のものとし、滝沢前掲（注68）63頁。

101) 我妻前掲（注96）216頁等。

102) 於保不二雄『債権総論〔新版〕』（有斐閣、1972年）351頁。

の性質において許されるかぎり、意思表示に関する規定を類推適用すべきとされていることから<sup>103)</sup>、準法律行為説を前提とした場合、給付行為が法律行為であれば、形式的には弁済に条件を付すことも可能といえる<sup>104)</sup>。なお、事実行為説を前提として、事実行為に法律行為に関する規定を類推適用しても背理とはいえないとの見解もあり<sup>105)</sup>、事実行為説が法律行為に関する規定の一切の適用を否定するものではない。

弁済の法的性質論は、弁済者の意思をどのように評価するかという視点から議論されており、弁済に条件を付することができるのかという議論はあまりなされていなかったものと思われる。金銭債務の弁済を、現金での支払いで行うことを前提とするならば、弁済に条件を付さなければならない場面は想定しにくく、あまり議論の意味はないからであろう<sup>106)</sup>。しかしながら、金銭債務の履行が、現金での支払いといった単純な事実行為にとどまらず、口座振込による支払い、さらには PayPal による支払いといったより複雑なシステムを利用した支払い手段を利用する場合には、その性質は法律行為に近づき<sup>107)</sup>、条件付き弁済の可否を検討する意義が出てくるものと思われる。

## (2) 弁済に関する条件の不許?

### i. 条件の不許

---

103) 於保不二雄編『注釈民法(4)』(有斐閣、1976年)297頁(金山正信)。

104) 他方で、「そもそも弁済そのものの性質を論じる必要がなく、何が債務の本旨に従った履行であるかを考えれば足りるというべきである」とする見解(平井宜雄『債権総論[第2版]』(弘文堂、1994年)164頁。)によるならば、条件付き履行が認められるか否かは、それが債務の本旨に従った履行であるかの判断によることになる。

105) 林良平(安永正昭補訂)・石田喜久夫・高木多喜男『債権総論(第3版)』(青林書院、1996年)229頁(石田)。

106) たとえば、債務者が現金払いをする際に、債務者の資力が悪化した場合において、支払った金銭の返還を受けるとの合意をしたときには、解除条件付き弁済と構成するよりも、資力の悪化を停止条件に金銭消費貸借契約が締結されたと理解する方が適切であろう。

107) PayPal 支払いを事実行為とは異なるものとして扱うためには、厳密には、PayPal 支払いの法的位置づけに関する検討が必要であるものの、さしあたり、PayPal 支払いは、現金払いとは異なり、支払いシステムを利用した支払いとしての口座振込に類似のものとして、以下では、条件付与の可否を検討することとする。PayPal システムの法的構造、さらには近時、新たに登場している種々の決済手段の法的構造については、別の機会に検討したい。

法律行為の中には、その性質上、条件を付するのに適さないものがあり、このような行為は、条件に親しまない行為（条件の不許）といわれる。条件に親しまないものとして、①法律行為の性質による不許、②公益上の不許、③私益上の不許等の分類がなされる<sup>108)</sup>、弁済との関係では、性質による不許が関係してくるものと思われる。

法律行為の性質による不許では、法律行為の性質上、効果が確定的に存続することを要する場合に条件を付すと、その効果を制約し、当該法律行為の性質を害するため、条件を付すことが許されない。弁済の効力が生じ、債権が消滅した後に、条件成就により弁済の効力を否定した場合、債権者は受領したものを引き続き保持する法律上の原因がなくなってしまうため、その返還を迫られることになるが、これは性質による不許に当たるのであろうか<sup>109)</sup>。

この点、遺産分割協議の法定解除を否定した最判平成元年2月9日民集43巻2号1頁を手掛かりにするならば、法的安定性の要請が条件不許の理由として働く可能性がある。しかしながら、遺産分割協議の合意解除が肯定されていることから、遺産分割協議の合意解除が認められるのであれば、遺産分割協議前に解除条件を付することも認められる。なぜなら、合意解除も、分割協議に解除条件を付することも、共同相続人の合意が必要な点で異なることがないからである<sup>110)</sup>。

では、弁済に条件を付す場合には、どのように考えるべきであろうか。債務者が弁済に条件を付す場合、債権者の同意を得ることなく、債務者が一方的に弁済に条件を付すのであれば、そのような弁済は、一方的に債権者から弁済による利益を奪うことになり、債務の本旨に従った履行としては不十分であり、弁済の効力は生じないであろう。それでは、条件を付することに債権者の同意があれば、法的安定性を理由とした条件の不許には抵触しないの

108) 於保不二雄・奥田昌道編『新版 注釈民法(4)』(有斐閣、2015) 570頁(金山直樹)。

109) 停止条件付代物弁済は、従来実務において利用されているが、ここでの条件は停止条件であって、一度発生した弁済の効力を条件を付して消滅させることができるのかという、ここで検討の対象としている解除条件とは、当然のことながら別問題である。

110) 金山前掲(注108) 572頁。

であろうか。

ii. 条件付き弁済の可否

弁済前に条件を付して、弁済の効力を消滅させる可能性を検討する前に、弁済後に弁済の効力を消滅させる可能性について確認しておく。

たとえば、弁済による代位 (499 条以下) の場面で、弁済によって消滅した債権を、弁済者の求償権確保のために、あたかも消滅していないと法律上擬制するものであるとの理解があるように<sup>111)</sup>、弁済によって消滅したはずの債権の存続については、法も予定していることともいえる。

では、当事者間の契約によりすでに消滅した債権を復活させることができるのであろうか。この点、従来の判例、通説は、契約によって旧債権が依然として存在するがごとき効力を発生せしめることは契約自由の原則から当然認められるが、あくまで従前の債権と同一内容を有する債権を生じせしめるにとどまるとされていた<sup>112)</sup>。しかしながら、後に、最高裁判決は、現金の支払いに代えて小切手で交付をした事案において、「当事者の合意により右小切手及びこれと共に支払われた一部現金を返還した以上、所論債務は未だ履行のない状態に立ちかえつたものと解するのが相当である。何故ならば、弁済が事実行為であつても、これによつて生じた法律上の効果を当事者双方の合意により排除することは何ら妨げなく、しかも、弁済の目的物を合意の上弁済者に返還することは、特別の事情がないかぎり、弁済の効果を排除する合意を伴うものと推認し得るからである。」として、当事者双方の合意により弁済の効果を排除しうる旨判示した<sup>113)</sup>。

従来の判例、通説が、旧債権復活を否定しているのは、同一性を維持しつ

---

111) 梅謙次郎『民法要義卷ノ三(債権編)』(復刻版)(有斐閣、1984年)306頁、前田達明『口述債権総論〔第3版〕』(成文堂、1993年)470頁。今日の通説的理解は、債権移転説(我妻前掲(注96)247頁)であり、法律上の擬制説は、現在では少数説とされるものの、論理的にはどちらの説明も可能であるとされる(中田前掲(注73)358頁)。

112) 大判明治37年12月1日民録10輯1535号、大決昭和6年2月28日新聞3243号11頁、我妻前掲(注96)212頁。

113) 最判昭和35年7月1日民集14巻9号1641頁。これに賛同するものとして、西村信雄判批民商44巻2号(1961年)269頁。



つ旧債権を復活させることは、保証人・担保物権設定者等の第三者に不測の損害を与え、取引の安全を害するとの利益衡量に基づくものである<sup>114)</sup>。旧債権の復活を肯定する見解も、第三者との関係で復活の効力を認めるものではなく、否定説・肯定説が構成問題にすぎないとすれば<sup>115)</sup>、当事者間の合意により、代金債権を復活または再成立させることは可能と言えよう。

第三者との関係では旧債権の復活は認められないとの留保付きではあるものの、一度発生した弁済の効力を事後的に当事者の合意によって排除することが可能であるとするならば、事前に、意思表示により弁済の効力を排除する条件を付することは、法的安定性を害するとの理由で否定されないものと思われる。

このように考えるならば、買主が一方的に解除条件付きで弁済をすることは認められないものの、買い手保護制度の適用により売主への入金記録が取り消されたことを解除条件として弁済することの合意の可能性は否定されないであろう。では、そのような合意がなかった場合に、PayPal による支払を合意した当事者の意思表示として、解除条件付きの弁済を導きうるのだろうか<sup>116)</sup>。

### (3) 当事者の意思表示による代金債務の復活（解除条件付き構成<sup>117)</sup>）

114) 於保前掲（注 102）313 頁。

115) 磯村哲編『注釈民法(12)』（有斐閣、1970 年）30 頁（磯村哲）。

116) 売主の PayPal アカウントへの入金記録の取消しを解除条件として、入金記録時に代金債務の消滅が生じるとの理解は、供託物の取戻しを解除条件として供託時に債権が消滅するとの弁済供託における通説（我妻前掲（注 96）312 頁）の理解と共通するものである。ただし、弁済供託の場合には、496 条 1 項後段によって、供託所から供託物を取り戻されると、供託がされなかったものとみなされることから、供託物取戻の効果をもこのように理解するものである。しかしながら、ここでは、PayPal 買い手保護による売主の PayPal アカウントへの入金記録の取消しが、代金債務についてどのような効果を有するものであるかが問われていることから、黙示の合意の可能性が検討されなければならない。

117) BGH 判決は、解除条件付弁済の構成ではなく、黙示の合意による代金債務の再成立との構成を採用し、一度消滅した代金債務が新たに再度成立する（wiederbegründen）との構成を採用するものである。この構成は、現実的給付実現説（事実行為説）にしたがい、給付結果の実現により債務が消滅した以上、当事者の合意によっても一度消滅した債務の復活を認めることはできないことを理由に、新たな債務の成立を黙示の合意の内容とするものである。しかしながら、当事者の合意による旧債務の復活も可

まず、前提として、当事者の意思解釈において、PayPal の各規約の内容は、買主と売主間の売買契約の解釈に影響を及ぼしうるのであるか。この点、売主は、PayPal による支払いを支払方法の選択肢として用意し、買主が PayPal による支払いを選択していることを踏まえるならば、PayPal 支払いの選択は、買い手保護制度を含めた PayPal システムがもたらす法的帰結を承諾する意思を含むものであり、PayPal 規約の内容が、売買契約上の合意の解釈に影響を及ぼすことは否定できないと思われる<sup>118)</sup>。ただし、BGH 判決において代金債権復活の黙示の合意の手がかりとされた PayPal 買い手保護ポリシー 6.5 条 1 文、すなわち、買い手保護が、買主と売主の間の法律上の権利および契約上の権利とは無関係であり、買い手保護とは別に、契約上及び法律上の当事者の権利が考慮されなければならないとの条項は、日本版の PayPal 規約には存在しない。ドイツ版 PayPal 買い手保護ポリシー 6.5 条 1 文に対応する文言の欠如をどのように理解すべきであろうか。

BGH は、PayPal 買い手保護ポリシー 6.5 条 1 文により、買い手保護制度が当事者の権利関係に何ら影響を与えないとしながら、買主自身によってなされた履行が、買い手保護の結果として、その効力が消滅することを認めており、PayPal 買い手保護ポリシー 6.5 条 1 文の解釈として、履行の効力を否定することには無理があるように思える。

その一方で、パーソナルユーザー用規約 12.3 条、ビジネスユーザー用規

---

能であることから、以下では、当事者の意思解釈として旧債務の復活が認められるかを検討する。

118) ただし、一般のユーザーには、パーソナルユーザー用規約が適用される一方で、ビジネスユーザーおよびプレミアムユーザーには、ビジネスユーザー用規約が適用されることから、事業者間取引では同様の規約が買主と PayPal、売主と PayPal の関係において適用されるが、一般の消費者と事業者の間では、買主と PayPal の関係と売主と PayPal の関係で、異なる規約が適用されることになる。前者の場合と異なり、後者の場合には、売主にのみ適用されるビジネスユーザー用規約の内容が、売買契約における当事者意思の解釈のさいに影響を及ぼしうることが問題となるところ、買主は PayPal による支払いに同意しており、売主に適用されるビジネスユーザー用規約の内容について認識して然るべきとするならば、ビジネスユーザー用規約の内容も踏まえたうえで、解釈が行われることになるであろうか。最判平成 10 年 4 月 30 日判時 1646 号 162 頁も参照。

約 13.3 条が、「弊社は、ユーザーの身元の保証をするものではなく、また買い手または売り手が取引を完了することを保証するものでもありません。」と定めている点が、当事者の黙示の合意の手がかりとなりうる。

買い手保護制度が適用され、売主の PayPal アカウントへの入金記録が取り消されたとしても、買主による履行の効力が否定されないとするならば、買主は自己の債務を履行済みである点に変わりなく、売主の買主に対する代金債権は消滅したままである。前述のとおり、買主に買い手保護制度が用意されている一方で、売主にも売り手保護制度が用意されており、「商品未受領」(INR) の場合において、売り手保護制度の要件を充足したときは、対象となる支払額全額の支払いによる保護が与えられる(ビジネスユーザー用規約 9.2 条)。しかしながら、「商品未受領」(INR) に関して売り手保護制度が適用されるためには、PayPal が定める要件を充足する必要がある(ビジネスユーザー用規約 9.3 条)、要件の 1 つとして要求されているのが、配達要件に関わるものである。77,000 円未満の商品については発送証明<sup>119)</sup> または配達証明<sup>120)</sup> が、77,000 円以上の商品については配達証明が要求されている(ビジネスユーザー用規約 9.4 条)。したがって、PayPal が定める発送証明または配達証明を、売主が PayPal に提出することができない場合、たとえ他の手段によって、商品の発送・配達を立証することができたとしても、PayPal 売り手保護の対象から外れる。また、「説明と著しく異なる」(SNAD)

---

119) 発送証明は、有形商品の場合、ビジネスユーザー用規約 9.4 条によると、配送会社が発行するオンラインまたは物理的な書類で、次のすべての内容が含まれるものでなくてはならないとされる。a. 発送済み(またはそれに相当するもの)の状況、b. 「取引の詳細」ページに記載されたものと一致した受取人の氏名および住所、c. 売主のアカウントに記載されているものと一致した発送人の氏名および住所、d. 発送の状況を示すオンラインのトラッキング情報。

120) 配達証明は、有形商品の場合、ビジネスユーザー用規約 9.4 条によると、配送会社が発行するオンライン上のまたは物理的な書類で、次のすべての内容が含まれているものでなくてはならないとされる。a. 配達済み(またはそれに相当するもの)の状況および配達日、b. 「取引の詳細」ページに記載されたものと一致した発送人の氏名および住所、c. 配送会社のホームページにおいて確認することができ、かつ商品の受領を署名にて確認したことを示すオンライン書類(署名確認)。なお、配送会社が上記のすべての内容を入手していることを保証している場合でも足りるとされる。

ことを理由とした買い手保護制度が適用された場合には、売り手保護制度の対象外である。

「商品未受領」(INR)、または「説明と著しく異なる」(SNAD) いずれの場合であっても、PayPal の裁量により、買い手保護制度（場合によっては、売り手保護制度）の決定が下され、売主の PayPal アカウントへの入金記録が取り消される。しかしながら、買い手保護制度（売り手保護制度）外では、「商品未受領」(INR) の場合ならば、PayPal が要求する発送証明・配達証明以外の方法で商品の発送・配達を立証することにより商品未着の責任から免れうる可能性がある。また、「説明と著しく異なる」(SNAD) 場合であっても、562 条 1 項ただし書きにより売主には追完権があることから、追完により代金を保持し続ける可能性もあり、場合によっては、契約不適合の程度により代金減額にとどまる可能性も残されている。

買主による履行の効力がそのまま維持されるとすると、PayPal 買い手保護制度（売り手保護制度）外で、本来買主に主張することができた法的主張を、売主から取り上げることを意味するが<sup>121)</sup>、PayPal を利用すると売買取約当事者の意思解釈として、PayPal による一方的判断によって、法律上認められている当事者の権利を制限することは難しいものと思われる。支払い方法として PayPal を選択した当事者の意思としては、商品が買主の下に送付され、送付された商品が契約内容に適合したものであったのであれば、現金払いに代えて PayPal を使った支払で足りるとしているにすぎず、買い手保護制度が適用され、売主の PayPal アカウントへの入金記録が取り消された場合であっても、代金債務が消滅したままであることを許容するものではない。

したがって、PayPal 買い手保護制度が適用され、売主の PayPal アカウントへの入金記録が取り消された場合には、PayPal 買い手保護制度外において、

---

121) 売主の PayPal に対する異議申し立ては、パーソナルユーザー用規約 7.5 条、ビジネスユーザー用規約 7.5 条、「PayPal は、買い手または売り手に有利な最終決定を下す完全な裁量を保有します。PayPal が、買い手または売り手に有利な最終決定を下した場合は、各当事者は PayPal の決定に従わなくてはなりません。」との条項の有効性に関わるが、本条項の有効性は疑わしい。

本来、売主が買主に対して認められている法的地位を保障するためにも、買主による履行の効力を消滅させ、代金債務を存続させる必要があり、PayPal 買い手保護制度による売主の PayPal アカウントへの入金記録の取消しを解除条件とする合意があったものと解釈されることになろう<sup>122)</sup>。

代金債務が存続することにより、買主は売主からの代金請求にさらされ、PayPal による簡易かつ迅速な買い手保護制度により、売主との法的紛争を終わらせることを期待する買主の意思には反する結果となるかもしれない。このような買主の期待は、給付障害の場合において、第三者である PayPal が買主の金銭的負担を最終的に肩代わりをするという、いわば給付障害事例における保険としての期待ともいえる。しかしながら、買主は PayPal による支払いを選択した場合であっても、PayPal サービスの利用料を PayPal に支払う必要はなく、対価の支払いなく PayPal サービスを利用している<sup>123)</sup>。対価の支払いのない保険に対する期待は保護に値しないといえるであろう。そして、代金債務が存続するとしても、PayPal 買い手保護制度が買主にとって全く無意味なものになるわけではない。なぜなら、PayPal 買い手保護の申請に成功した場合、買主は、売主に対して訴えを提起することなく、簡易な手続きで迅速に代金の払い戻しを受けているためである。オンライン取引の特徴として、買主の代金支払債務が先履行とされ、代金の支払いをしなければ商品を受け取ることができなかった買主が、解除条件の成就により履行の効力が否定され、代金債務の履行を売主から求められることになるものの、売主が代金を再度取得するためには、売主が訴えを起すことになる。この意味で訴訟負担の転換が買い手保護制度によってなされているのであり、まさ

---

122) 他方で、黙示の合意による代金債務の復活という構成も十分に考える。この構成によるならば、給付結果の実現のためになされる弁済という一事象に着目をするのではなく、支払いシステム全体に着目し、支払いシステム自体が代金の払い戻しを予定していることから、払戻後の状況についても当初から黙示の合意があったものと解釈することになろうか。この構成は、支払いシステム自体をどのように理解すべきかに関わり、PayPal システム全体の考察とともに、改めて別の機会に検討したい。

123) 売主は、商用支払の場合には、たとえば国内支払に関しては、3.6%に固定手数料である 40 円の商用支払手数料の支払が義務付けられている（パーソナルユーザー用規約別紙 A、ビジネスユーザー用規約別紙 A 参照）。

にこの点が、買い手保護制度が果たす役割と言え、買主に与えられた保護としては十分であろう。

## 5. おわりに

以上の検討を踏まえると、PayPal による支払いが選択され、買い手保護制度が適用される一方で、売り手保護制度が適用されなかった場合の法状況は、以下のように理解できる。

売買契約において、代金債務の弁済のために、買主が PayPal による代金の支払いをなし、PayPal によって、売主の PayPal アカウントに入金記録がなされた時点で、代金債務は消滅する。なぜなら、売主は、売主の PayPal アカウントへの入金記録により、入金記録額を他の取引の PayPal 払いに使用するという方法で処分可能であり、また、自己の銀行口座に振替をすることによっても処分しうるからである。なお、PayPal 買い手保護による、入金記録の取消しの可能性があるものの、適切な支払いが典型的に存在する限り、確定性を厳格に捉えず、確定性の要件は充足されたものとして扱ってよい。ただし、PayPal 支払いを選択した当事者の意思表示の解釈として、PayPal 買い手保護制度による売主の PayPal アカウントへの入金記録の取消しを解除条件とした弁済についての黙示の合意があったものと解される。そして、売主の PayPal アカウントへの入金記録の取消しがなされた場合には解除条件が成就し、弁済の効力が否定される結果、代金債務が引き続き存続することとなる。

本稿では、PayPal 支払により、売主の PayPal アカウントに入金記録されたことにより、代金債務は消滅したものと解したが、PayPal 支払いを離れ、通貨的な機能を果たすものの、どのような場面でも支払い手段として通用するとは言えない金銭的価値が、売主のバーチャルアカウントに入金記録された場合、いつ代金債務は消滅するのか。言い換えるならば、売主がどのような権利を取得した場合に、代金債務は消滅するのかという、給付結果の実現の意味が改めて問われなければならない。さらには、バーチャルアカウント

への入金記録を可能とするためには、支払プロセスを完了するためのシステムが要求される場所、システムを利用した支払いを、従来の弁済理論との関係でどのように位置づけていくかも、改めて問われることになる。

(やまもと・ひろあき = 本学准教授)